

(案)

資料 9

区域計画の変更の認定申請書

令和 7 年 月 日

内閣総理大臣 殿

仙北市国家戦略特別区域会議

令和 7 年 6 月 9 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域会社の設立登記手続の英語対応事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

資料 9 別紙

仙北市 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 7 年 9 月 5 日
仙北市国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容
(1) ～ (6) 略

(7) 名称：国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業

内容：会社の設立登記申請等に係る英語での手続の支援に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

海外企業の国内進出を促進するため、会社設立に必要な商業登記・定款認証に係る申請手続が英語で完結するよう、仙北市内全域において、英語による入力・選択のみで申請書及びこれに添付する定款等の作成を可能とする法務省のツールを活用して申請手続を自治体が支援する。【令和 7 年度を目途に実施】

以下 略

新旧対照表

仙北市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(6) (略) (7) 名称：<u>国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業</u> <u>内容：会社の設立登記申請等に係る英語での手続の支援に関する特例</u> <u>(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)</u> <u>海外企業の国内進出を促進するため、会社設立に必要な商業登記・定款認</u> <u>証に係る申請手続が英語で完結するよう、仙北市内全域において、英語によ</u> <u>る入力・選択のみで申請書及びこれに添付する定款等の作成を可能とする法</u> <u>務省のツールを活用して申請手続を自治体が支援する。【令和7年度を目途</u> <u>に実施】</u> 以下 略	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(6) 略 [加える。] 以下 略